

を含む。以下この項において「株式等」という。) を譲渡し、当該認定特別事業再編事業者の株式の交付を受けた場合におけるその譲渡した株式等に係る第三十七条の十から前条まで又は所得税法第二十七条、第三十三条若しくは第三十五条の規定の適用については、当該株式等の譲渡がなかつたものとみなす。

2 前項の交付を受けた認定特別事業再編事業者の株式の取得価額その他同項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十七条の十四第一項中「この項、第四項及び第五項並びに」を「この条及び」に改め、同条第四項中「第二十六項」を「第三十項」に改め、同条第五項第一号中「又は」を「若しくは」に、「又は雑所得」を「若しくは雑所得」に改め、「受ける旨」の下に「(以下この号において「口座設定に関する事項」という。)」を加え、「いう。」に「いう。」で「に、「勘定廃止通知書又は」を「勘定廃止通知書若しくは」に、「添付して、これ」を「添付したもの又は口座設定に関する事項、勘定設定期間（第六号に規定する勘定設定期間をいう。第三号及び第五号において同じ。）その他の財務省令で定める事項を記載した届出書（以下この条において「非課税口座簡易開設届出書」という。）」に改め、「当該非課

税口座開設届出書」の下に「又は非課税口座簡易開設届出書」を加え、同項第二号中「口座から」の下に「政令で定めるところにより」を加え、同項第三号イ中「居住者又は」を「居住者若しくは」に、「又は非課税口座廃止通知書」を「若しくは非課税口座廃止通知書又はこれらの者から提出を受けた非課税口座簡易開設届出書」に改め、「(第六号に規定する勘定設定期間をいう。)」及び第五号において同じ。」を削り、同号口中「非課税適用確認書」の下に「の提出又は非課税口座簡易開設届出書の提出」を加え、「提出された場合における当該提出された」を「された場合におけるこれらの提出がされた」に、「その提出」を「これらの提出」に、「第二十二項」を「第二十六項」に改め、同項第四号中「口座から」の下に「政令で定めるところにより」を加え、同項第五号イ中「居住者又は」を「居住者若しくは」に、「又は非課税口座廃止通知書」を「若しくは非課税口座廃止通知書又はこれらの者から提出を受けた非課税口座簡易開設届出書」に改め、同号口中「非課税適用確認書」の下に「の提出又は非課税口座簡易開設届出書の提出」を加え、「提出された場合における当該提出された」を「された場合におけるこれらの提出がされた」に、「その提出」を「これらの提出」に、「第二十二項」を「第二十六項」に改め、同項第七号中「第十四項」を「第十八項」に、「第十六項」を「第二十項」に改め、同項第八号中

「第十七項」を「第二十一項」に、「第十九項」を「第二十三項」に改め、同条第六項第一号中「第九項」の下に「及び第十一項」を加え、同条第九項中「及び次項」を「次項及び第十二項」に改め、「（平成十四年法律第二百五十一号）」を削り、同条第十項中「同じ。」の下に「の提供及び次項の規定による同項に規定する届出事項」を加え、同項第一号中「又は」を「及び」に改め、「対して申請事項」の下に「及び次項に規定する届出事項」を加え、同項第二号中「対して申請事項」の下に「又は次項に規定する届出事項」を加え、同条第三十二項中「第二十九項」を「第三十三項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十一項中「第二十八項及び第二十九項」を「第三十二項及び第三十三項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十項中「第二十八項」を「第三十二項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十九項中「第二十六項」を「第三十項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十八項中「第二十六項」を「第三十項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十一項とし、同条第二十六項を同条第三十項とし、同条第二十五項中「第十一項」を「第十三項」に、「第十項まで」を「第十二項まで」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十四項中「第十三項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十三項中「第十三項、第十六項、第十九

項、第二十一項」を「第十一項、第十七項、第二十項、第二十三項、第二十五項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十二項中「第十六項又は第十九項」を「第二十項又は第二十三項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十一項を同条第二十五項とし、同条第二十項を同条第二十四項とし、同条第十九項中「第二十二項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十八項を同条第二十二項とし、同条第十七項を同条第二十一項とし、同条第十六項中「第二十二項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十五項第一号ただし書中「第二十項」を「第二十四項」に、「第二十二項第一号」を「第二十六項第一号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十四項を同条第十八項とし、同条第十三項を同条第十七項とし、同条第十二項中「非課税口座開設届出書」の下に「（非課税口座簡易開設届出書を含む。）」を加え、「をした」を「又は非課税口座簡易開設届出書の提出をした」に、「を受けた」を「又は非課税口座簡易開設届出書の提出を受けた」に改め、同項を同条第十四項とし、同項の次に次の二項を加える。

15 既に第六項の金融商品取引業者等の営業所の長に対し第五項第六号イ(2)又は口に掲げる勘定設定期間に非課税管理勘定又は累積投資勘定を設けるための非課税適用確認書に係る第六項第一号に定める申請

書の提出をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者及び第五項第一号の金融商品取引業者等の営業所の長に対し非課税口座簡易開設届出書の提出をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、当該申請書の提出又は当該非課税口座簡易開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長及び当該金融商品取引業者等の営業所の長以外の金融商品取引業者等の営業所の長に対し、非課税口座簡易開設届出書の提出をすることができない。

16 その非課税口座簡易開設届出書が第十四項の規定により受理することができないもの又は前項の規定により提出をすることができないものに該当する場合には、当該非課税口座簡易開設届出書の提出により設定された上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座は、当該口座の設定の時から非課税口座に該当しないものとして、第五項第一号の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

第三十七条の十四第十一項中「の提出」を「又は非課税口座簡易開設届出書の提出」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項の次に次の二項を加える。

11 非課税口座簡易開設届出書の提出を受けた第五項第一号の金融商品取引業者等の営業所の長は、その

提出を受けた後速やかに、当該非課税口座簡易開設届出書に記載された事項その他の財務省令で定める事項（番号既告知者から提出を受けた非課税口座簡易開設届出書にあつては、当該事項及びその者の個人番号。以下この項及び次項において「届出事項」という。）を、特定電子情報処理組織を使用する方法により当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長（次項において「所轄税務署長」という。）に提供しなければならない。この場合において、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該非課税口座簡易開設届出書につき帳簿を備え、当該非課税口座簡易開設届出書の提出をした者の各人別に、届出事項を記載し、又は記録しなければならない。

12 前項の届出事項の提供を受けた所轄税務署長は、当該届出事項に係る非課税口座簡易開設届出書の提出をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下この項において「提出者」という。）についての当該届出事項の提供を受けた時前における当該所轄税務署長又は他の税務署長に対する前項の規定による届出事項の提供及び第九項の規定による申請事項（当該非課税口座簡易開設届出書に記載された第五項第六号イ(2)又は口に掲げる勘定設定期間に係るものに限る。以下この項において同じ。）の提供の有無の確認をするものとし、当該確認をした当該所轄税務署長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ

当該各号に定める事項を、当該届出事項に係る非課税口座簡易開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長に、電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機と当該金融商品取引業者等の営業所の長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により提供しなければならない。この場合において、第二号に定める事項の提供を受けた当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該提出者に対し、同号に定める該当する旨及びその理由を通知しなければならない。

- 一 当該届出事項の提供を受けた時前に当該所轄税務署長及び他の税務署長に対して届出事項及び申請事項の提供がない場合 当該届出事項に係る非課税口座簡易開設届出書が第十四項の規定により受理することができないもの及び第十五項の規定により提出をすることができないものに該当しない旨その他財務省令で定める事項
- 二 当該届出事項の提供を受けた時前に既に当該所轄税務署長又は他の税務署長に対して届出事項又は申請事項の提供がある場合 当該届出事項に係る非課税口座簡易開設届出書が第十四項の規定により受理することができないもの又は第十五項の規定により提出をすることができないものに該当する旨

及びその理由その他財務省令で定める事項

第三十七条の十四の二第五項第二号亦中「翌日に」の下に「政令で定めるところにより」を加え、同条第十六項第一号中「又は」を「及び」に改める。

第三十九条第一項中「若しくは第七十条の七の三」を「第七十条の七の三若しくは第七十条の七の七」に改める。

第四十条第三項中「場合その他当該」を「」とその他の当該に改め、同条第五項を次のように改める。

5 第三項の代替資産には、次に掲げる資産を含むものとする。この場合において、第一号の書類を提出した公益法人等は、同号の買換資産を、同号の譲渡日の翌日から一年を経過する日までの期間（当該期間内に同号の公益目的事業の用に直接供することが困難である場合として政令で定める事情があるときは、政令で定める期間）内に、当該公益目的事業の用に直接供しなければならないものとし、第二号の書類を提出した公益法人等は、同号の特定買換資産を、同号の方法により管理しなければならないものとする。

一 第三項の公益法人等が、同項の贈与又は遺贈を受けた財産（当該公益法人等の公益目的事業の用に二年以上直接供しているものに限る。）の譲渡をし、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて資産（当該財産に係る公益目的事業の用に直接供することができる当該財産と同種の資産（財務省令で定めるものを含む。）、土地及び土地の上に存する権利に限る。以下この号及び第十六項において「買換資産」という。）を取得した場合において、その譲渡の日の前日までに、当該譲渡の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときにおける当該買換資産

二 第三項の公益法人等が、同項の贈与又は遺贈を受けた財産（政令で定めるものを除く。）で政令で定める方法により管理しているものの譲渡をし、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて資産（以下この号及び第十六項において「特定買換資産」という。）を取得した場合において、その譲渡の日の前日までに、その管理の方法その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときにおける当該特定買換資産

第四十条第十三項中「当該」を「当該」に、「読み替える」を「とし、第二号の書類を提出

した公益法人等は、同号の特定買換資産を、同号の方法により管理しなければならないものとする」とあるのは「とする」と読み替えるに改め、同条第十六項中「又は買換資産」を「買換資産又は特定買換資産」に改める。

第四十条の二の見出しを「（国等に対して重要文化財を譲渡した場合の譲渡所得の非課税）」に改め、同条第一項中「以下この条において同じ。」及び「（次項において「国等」という。）」を削り、同条第二項を削る。

第四十条の三の三第二十項中「第一百六十二条第一項」を「第二条第一項第八号の四ただし書」に、「租税条約」を「条約」に改める。

第四十条の四第二項第一号に次のように加える。

ハ 第六号中「外国関係会社（特定外国関係会社に該当するものを除く。）」とあるのを「外国人」として同号及び第七号の規定を適用した場合に同号に規定する外国金融機関に該当することとなる外国法人で、同号に規定する外国金融機関に準ずるものとして政令で定める部分対象外国関係会社との間に、当該部分対象外国関係会社が当該外国法人の経営管理を行つてゐる関係その他の特

殊の関係がある外国法人として政令で定める外国法人

第四十条の四第二項第二号口中「あつては、」を「あつては」に改め、「多い金額の割合」の下に「とし、第六号中「外国関係会社（特定外国関係会社に該当するものを除く。）」とあるのを「外国関係会社」として同号及び第六項の規定を適用した場合に同項に規定する清算外国金融子会社等に該当することとなる外国関係会社の同項に規定する特定清算事業年度にあつては総資産額に対する同項に規定する特定金融所得金額がないものとした場合の同項第一号から第十号までに掲げる金額に相当する金額の合計額の割合とする。」を加え、「第六項に」を「同項に」に改め、同項第三号イを次のように改める。

イ 株式等若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるもの含む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするもの（次に掲げるものを除く。）でないこと。

(1) 株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社のうち当該外国関係会社が他の法人の事業活動の総合的な管理及び調整を通じてその収益性の向上に資する業務として政令で定めるもの（口に

において「統括業務」という。) を行う場合における当該他の法人として政令で定めるものの株式等の保有を行うものとして政令で定めるもの

(2) 株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社のうち第七号中「部分対象外国関係会社」とあるのを「外国関係会社」として同号の規定を適用した場合に外国金融子会社等に該当することとなるもの(同号に規定する外国金融機関に該当することとなるもの及び(1)に掲げるものを除く。)

(3) 航空機の貸付けを主たる事業とする外国関係会社のうちその役員(法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。第七号及び第六項において同じ。)又は使用人がその本店所在地国において航空機の貸付けを的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していることその他の政令で定める要件を満たすもの

第四十条の四第二項第三号口中「事業持株会社」を「イ(1)に掲げる外国関係会社」に、「統括業務」を「統括業務とし、イ(2)に掲げる外国関係会社にあつては政令で定める経営管理とする」に改め、同項第七号中「及びこれ」を「(以下この号において「外国金融機関」という。)及び外国金融機関」に改め、

同条第六項中「掲げる金額」の下に「解散により外国金融子会社等に該当しないこととなつた部分対象外国関係会社（以下この項及び次項において「清算外国金融子会社等」という。）のその該当しないこととなつた日から同日以後三年を経過する日（当該清算外国金融子会社等の残余財産の確定の日が当該三年を経過する日前である場合には当該残余財産の確定の日とし、その本店所在地国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により当該残余財産の確定の日が当該三年を経過する日後である場合には政令で定める日とする。）までの期間内の日を含む事業年度（次項において「特定清算事業年度」という。）にあつては、第一号から第七号までに掲げる金額のうち政令で定める金額（次項において「特定金融所得金額」という。）がないものとした場合の次に掲げる金額。」を加え、同項第八号中「同じ。」の貸付けの下に「（不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含む。）」を加え、「ある不動産及び」「ある不動産又は」に、「権利の貸付け」を「権利の貸付け（これらを使用させる行為を含む。）」に、「並びに」を「及び」に改め、「が固定資産の貸付け」の下に「（不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含む。以下この号及び第十一号チにおいて同じ。）」を加え、同条第七項中「合計額」とを「合計額（清算外国金融子会社等の特定清算事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものと

した場合の当該各号に掲げる金額の合計額)と」に、「零」を「零とし、清算外国金融子会社等の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額(当該合計額が零を下回る場合には、零)とする。」に、「の合計額が」を「の合計額(当該各事業年度のうち特定清算事業年度に該当する事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額)が」に改める。

第四十条の七第二項第三号口中「あつては、」を「あつては」に改め、「多い金額の割合」の下に「どし、第七号中「外国関係法人(特定外国関係法人に該当するものを除く。)」とあるのを「外国関係法人」として同号及び第六項の規定を適用した場合に同項に規定する清算外国金融関係法人に該当することとなる外国関係法人の同項に規定する特定清算事業年度にあつては総資産額に対する同項に規定する特定金融所得金額がないものとした場合の同項第一号から第十号までに掲げる金額に相当する金額の合計額の割合とする。」を加え、「第六項に」を「同項に」に改め、同項第四号イ中「するもの」の下に「(株式等の保有を主たる事業とする外国関係法人のうち第八号中「部分対象外国関係法人」とあるのを「外国関係法人」として同号の規定を適用した場合に外国金融関係法人に該当することとなるもの(同号に規定す

る外国金融機関に該当することとなるものを除く。口において「特定外国金融持株会社」という。」を除く。」を加え、同号口中「主たる事業」の下に「(特定外国金融持株会社にあつては、政令で定める経営管理。ハにおいて同じ。)」を加え、同項第八号中「及びこれ」を「(以下この号において「外国金融機関」という。)及び外国金融機関」に改め、同条第六項中「掲げる金額」の下に「解散により外国金融関係法人に該当しないこととなつた部分対象外国関係法人(以下この項及び次項において「清算外国金融関係法人」という。)のその該当しないこととなつた日から同日以後三年を経過する日(当該清算外国金融関係法人の残余財産の確定の日が当該三年を経過する日前である場合には当該残余財産の確定の日とし、その本店所在地国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により当該残余財産の確定の日が当該三年を経過する日後である場合には政令で定める日とする。)までの期間内の日を含む事業年度(同項において「特定清算事業年度」という。)にあつては、第一号から第七号までに掲げる金額のうち政令で定める金額(同項において「特定金融所得金額」という。)がないものとした場合の次に掲げる金額。」を加え、同項第八号中「同じ。)の貸付け」の下に「(不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含む。)」を加え、「ある不動産及び」を「ある不動産又は」に、「権利の貸付け」を「権利の貸付け

(これらを使用させる行為を含む。)」に、「並びに」を「及び」に改め、「が固定資産の貸付け」の下に「(不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含む。以下この号及び第十一号チにおいて同じ。)」を加え、同条第七項中「合計額と」を「合計額(清算外国金融関係法人の特定清算事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額)と」に、「零」を「零」とし、清算外国金融関係法人の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額(当該合計額が零を下回る場合には、零)とする。」に、「の合計額が」を「の合計額(当該各事業年度のうち特定清算事業年度に該当する事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額)が」に改める。

第四十一条第十九項中「第四十一条の二の二第五項」を「第四十一条の二の二第八項」に改める。

第四十一条の二第一項中「日(以下この項及び第五項)」を「日(以下この条)」に、「同条第一項に」を「同項に」に、「第五項において「平成十三年前期」」を「第八項において「平成十三年前期」」に、「又は居住日の属する年が平成十九年若しくは平成二十年で第四十一条第六項」に改め、「規定する給与等」の下に「(以下この条に

において「給与等」という。」を加え、同条第二項中「第五項」を「第八項」に改め、同条第三項中「同項の」を削り、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 居住日の属する年分又はその翌年以後八年内（居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で第十四条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には、十三年内）のいずれかの年分の所得税につき同条第一項の規定の適用を受けた個人は、第一項に規定する申告書の提出の際に経由すべき給与等の支払者が所得税法第一百九十八条第二項に規定する承認を受けている場合には、当該申告書の提出に代えて、当該給与等の支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。第九項において同じ。）により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第三項の規定の適用については、同項中「申告書を」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「受け取つた」とあるのは「提供を受けた」とする。

6 第四項の場合において、国税通則法第一百二十四条の規定による氏名及び個人番号の記載並びに押印に

ついては、同条の規定にかかわらず、氏名及び個人番号を明らかにする措置であつて財務省令で定めるものをもつて代えることができる。

第四十一条の二の二に次の一項を加える。

9 居住日の属する年分（平成三十一年から平成三十三年までの各年分に限る。以下この項において「居住年分」という。）又は当該居住年分の翌年以後八年内のいずれかの年分の所得税につき第四十一条第一項の規定の適用を受けた個人は、第四項の規定により第一項に規定する申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、第二項の規定による書類の提出に代えて、財務省令で定めるところにより、第一項の給与等の支払者に対し、当該書類に記載されるべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該個人は、第二項の規定により当該申告書に当該書類を添付して、提出したものとみなす。

第四十一条の三第一項中「同条第四項第二号」を「同条第七項第二号」に改める。

第四十一条の三の二第二十項中「「（以下この項及び第五項）」を「「（以下この条）」に、「同条第一項に」を「同項に」に、「第五項において「平成十三年前期」」を「第八項において「平成十三年前期」」に、

「又は居住日の属する年が平成十九年若しくは平成二十年で同条第六項」を「又は居住日の属する年が平成十九年若しくは平成二十年で第四十一条第六項」に、「と、同条第五項」を「と、同条第四項中「居住日の属する年分」とあるのは「第四十一条第一項に規定する居住の用に供した日の属する年分」と、「八年内（居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で第四十一条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には、十三年内）」とあるのは「三年内」と、「同条第一項」とあるのは「同項」と、同条第八項に、「とする」を「と、同条第九項中「居住日」とあるのは「第四十一条第一項に規定する居住の用に供した日」と、「八年」とあるのは「三年」と、「第四十一条第一項」とあるのは「同条第一項」とするに改める。

第二章第六節中第四十一条の四の前に次の二条を加える。

（所得金額調整控除）

第四十一条の三の三 その年中の給与等の収入金額が八百五十万円を超える居住者で、特別障害者に該当するもの又は年齢二十三歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するものに係る総所得金額を計算する場合には、その年中の給与等の収入金額（当該

給与等の収入金額が千万円を超える場合には、(千万円)から八百五十万円を控除した金額の百分の十に相当する金額を、その年分の給与所得の金額から控除する。

2 その年分の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者で、当該給与所得控除後の給与等の金額及び当該公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が十万円を超えるものに係る総所得金額を計算する場合には、当該給与所得控除後の給与等の金額（当該給与所得控除後の給与等の金額が十万円を超える場合には、十万円）及び当該公的年金等に係る雑所得の金額（当該公的年金等に係る雑所得の金額が十万円を超える場合には、十万円）の合計額から十万円を控除した残額を、その年分の給与所得の金額（前項の規定の適用がある場合には、同項の規定による控除をした残額）から控除する。

3 第一項の場合において、居住者が特別障害者に該当するかどうか又はその者が年齢二十三歳未満の扶養親族に該当するかどうか若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族に該当するかどうかの判定は、その年十二月三十一日（その居住者がその年の中途において死亡し、又は出国をする場合には、その死亡又は出国の時）の現況による。ただし、その判定に係る者がその当時既に死亡してい